

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域における新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る
完了登録等に向けた作業の保留について（その2）

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る完了登録等に向けた作業の保留について」（令和4年3月29日付け厚生労働省健康局予防接種室事務連絡。以下「3月29日付け事務連絡」という。）において、職域における追加接種（3回目接種）（以下「職域3回目接種」という。）の完了時に使い切れない量の新型コロナワクチン（以下「余剰ワクチン」という。）の取扱いや完了登録の方法について改めて整理がなされるまでの間は、完了登録等の作業について保留いただきたいこととお示したところです。

職域における追加接種（4回目接種）（以下「職域4回目接種」という。）を実施するかどうかについては、3月29日付け事務連絡にてお示したとおりですが、今般、職域4回目接種の実施を決定することとなる場合を想定した余剰ワクチンの取扱い等の一部について、下記のとおりとするので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内で職域3回目接種を実施している医療機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1 余剰ワクチンの取扱いについて

仮に、職域4回目接種の実施を決定することとなった場合に、職域4回目接種を実施する可能性がある企業や大学等（以下「企業等」という。）であって、職域3回目接種の完了時にやむを得ず余剰ワクチンが生じ、当該会場において、当該ワクチンの保管が可能である企業等においては、職域4回目接種を実施するまでの間、引き続き、適正温度帯（ $-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ 。以下同じ。）の冷凍状態にて保管を継続いただきたいこと（再凍結は不可）。保管の際は、余剰ワクチンの盗難や不正使用の防止等のためのセキュリティにも留意すること。

適正温度帯の冷凍状態にて保管を継続された余剰ワクチンで、かつ、有効期限内のワクチンであれば、職域3回目接種会場と同一の類似コードを職域4回目接

種で継続利用する限りにおいて、職域4回目接種に活用することが可能であること。

【参考】類似コードの継続利用に係る要件

直近で職域接種を実施した会場から、①会場所在地、②（提携）医療機関、③振込先口座のいずれも変更がないこと。

武田/モデルナ社ワクチンについては、直接配送を受けた職域接種会場においてのみ接種し、他会場への移送を認めない取扱いであることに留意すること。

なお、職域3回目接種を実施した会場において余剰ワクチンを保管することが原則であるが、会場の閉鎖等に伴い、職域4回目接種を実施するまでの間、当該会場の所在地とは異なる場所で保管する場合については、企業等の責任下にて、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」第4章の2①iiiに記載のワクチンの適切な管理を行うための留意事項によるほか、以下①から⑧までの遵守事項に留意の上、取り扱うこと。

また、保管期間中に有効期限切れとなったワクチンは適切に廃棄し、下記2（1）により廃棄報告を行うこと。

<保管場所の移動に当たり遵守する事項>※職域接種に関するQ&A抜粋

- ① 冷凍庫がコンセントに接続されていない時間は15分（※1）を超えないこと。
- ② 移動の前後に、冷凍庫付属のロガーを用いて冷凍庫内の温度を測定し、移動中は冷凍庫内の温度が -25°C ～ -15°C に保たれていることを確認すること。
- ③ 緩衝材を詰めること等により新型コロナワクチンを直立して固定しパイアルの破損を防止すること
- ④ 冷凍庫を管理するための責任者（※2）を定めること。
- ⑤ 責任者は定期的にロガーを用いて庫内の温度を確認すること。
- ⑥ 責任者は定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること（頻繁な開閉や長時間の扉の開放は庫内温度の上昇に繋がる。）。
- ⑦ 必要に応じて蓄冷剤を併用し庫内温度を保つこと。
- ⑧ 保管の際には、セキュリティ（盗難や不正使用等の防止）に十分に留意すること。

※1 ツインバード社の冷凍庫については、停電時に -20°C から -15°C に上昇するまでの時間は約25～30分とされている。

※2 V-SYS上のワクチン保管管理責任者を責任者に充てるなど適切な責任者を定めること。責任者の管理下において適切な温度管理が可能であれば、医療機関として登録された施設以外にも設置することが可能。

会場の閉鎖等により当該会場における保管ができず、かつ、上記の留意事項や遵守事項によることができない場合については、当該ワクチンは適切に廃棄する

こと。また、当該ワクチンの廃棄に係る報告については、下記2（2）によること。

2 余剰ワクチンの廃棄に関する報告方法について

(1) 上記1による保管期間中に有効期限切れとなりワクチンを廃棄した場合の報告について

余剰ワクチンの廃棄報告については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の廃棄報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）」（令和4年3月9日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（以下「3月9日付け事務連絡」という。）における記の3（3）で示したとおりであるが、上記1による保管期間中に有効期限が切れたワクチンを廃棄した場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に「新型コロナワクチンの職域追加接種におけるワクチンの廃棄に関する報告書」にて報告すること。

「新型コロナワクチンの職域追加接種におけるワクチンの廃棄に関する報告書」

(URL) https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/syokuiki_haiki

(2) 上記1による保管ができずワクチンを廃棄した場合の報告について

V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）上の完了登録（余剰ワクチンの廃棄報告を含む。）について、引き続き、改めて整理のうえ、追ってお知らせする。このため、会場においては、廃棄日・廃棄量・ワクチンの余剰が生じた理由を記録しておくこと。なお、ワクチンの余剰が生じた理由については、3月9日付け事務連絡における記の3（3）を参照すること。

3 職域3回目接種の完了登録の取扱いについて

3月29日付け事務連絡により、国において職域4回目接種の実施を決定することとなった場合においても、その実施の可能性がないことが現時点で明らかな企業等においては、3月29日より入力可能となったV-SYS上の職域3回目接種の完了登録を行うこととしている。

こうした企業等に加えて、仮に、職域4回目接種を実施することとした場合で、会場所在地、（提携）医療機関及び振込先口座のいずれかに変更が生じることが想定される企業等については、職域3回目接種の完了登録を行って差し支えないこと。

なお、上記以外の企業等については、V-SYS上の完了登録の方法について改めて整理のうえ、追ってお知らせする。当該企業等については、引き続き、3月29日付け事務連絡のとおり、完了登録に係る作業について保留いただきたいこと。

職域4回目接種を実施する可能性がある場合の職域3回目接種の廃棄報告・完了登録方法

※ 職域3回目接種の廃棄報告・完了登録等の取扱いの詳細な手続きについては、3月9日付け事務連絡を参照下さい

3月29日事務連絡：「追加接種に係る完了登録等に向けた作業の保留について」

4月11日事務連絡：「追加接種に係る完了登録等に向けた作業の保留について（その2）」

